

# 服従か解放か、あるいは関係の質の改革か —子どもの権利論の基本問題をめぐつて—

世取山 洋介

ていました。

\*以下の報告は当時の概要を子どもの権利条約にいがたの会の事務局がまとめたものに講師が加筆したものです。会の機関誌『アンタンテ』に掲載されたものを会のお許しをえて転載しました。

## ハーバードでの二年間

この一年間、アメリカのボストン近郊にあるアーリントンという街に住み、ケンブリッジにあるハーバード・スクールの客員フェローとしてお世話をなつて、本を読んだり、論文を書いたりという生活をし

もうひとつは川崎市で子どもの権利条約ができたことです。いずれについてもアメリカで読んで睡然としました。日本では、教育改革国民会議に対抗する軸としての子どもの権利という考え方を具体化したものとして受け止められるんだろうと推測していました。し

かし、川崎市条例は教育改革国民会議に対抗する本格的な軸にはなっていません。

私がアメリカでしていたことは、英米法におけるこの三〇年の間になされた子どもの権利の議論を整理するということでした。ひとつは子どもは大人に服従することによってこそ成長するのであって、その服従を子どもの利益と考えて法律によって強制することが子どもの権利なんだという考え方と、もうひとつはその服従を強制する関係から解放することが子どもの権利なのだという考え方。この「二極論」がこの三〇年間英米法における子どもの権利に関する議論として提供され続けてきたわけです。そう言う観点から日本との二年間を振り返って見ますと、教育改革国民会議と川崎市条例は日本版の「服従かさもなくば解放か」という二極論であると理解できるわけです。しかし私はこの二極論は子どもの権利の本質とは無関係のものであると考えています。

では、この二極論ではない子どもの権利の本質とは何なのか。今日はこのことについて話をしたいとおもっています。そして、私の答えは簡単で、子どもの権利の本質は、子どもの権利条約六条（生存と発達に関する権利）と十二条（意見表明権）に示されていると

いうことです。第十二条は、子どもの人間としての発達にとって不可欠な質の大人と子どもの関係を権利として認めている。子どもに直に接している大人一親、教師、裁判所の調査官、少年に付き添っている弁護士と一緒に子どもの間において実現されるべき関係の質を規定したのが意見表明権であって、これこそが子どもの権利の本質を示している、これが今日のお話しの要点となります。

### 英米法圏における二極論

英米法の中での二極論がどういう形で成立してきたのかーその際ポイントになるのが子どもの発達をどう見るのか、子どもの発達に必要な人間関係は何か、という事実学に関する議論が密接な関係をもつて議論されているということです。発達に関する事実学と法律の関係がクリアに見えていて、そこは日本と大きな違いです。

英米法圏において子どもの権利がはつきりした形で出てくるのが一九七〇年代です。日本とは違いアメリカではまず保守派の人たちから提供されました。「子

どもの権利利益説」と私が言っている考え方で、権利の本質は客観的な利益であり、客観的に利益とされるものを権利とする。そして本人の意思にかかわらずこの利益を強制することが重要なのだとする考え方です。そして、この権利利益説は、子どもの利益とは権威的な大人に対する服従で、子どもの発達にとって何よりも必要なのはこの服従だという事実論と結びつき、こいつの関係を法律によって実現すべきだと主張してきたわけです。この事実学をなっているのは古典的なフロイトの精神分析学です。フロイトの精神分析学に示された子どもの発達を、自然な姿と考えて、それを子どもに強制する。子どもが違った意見をもとうが、そのような服従的関係を子どもに強制することが子どもの権利なのだというのがその主張です。

権利利益説の具体的な意味は、例えば、両親の離婚手続きにおける子どもの地位については次のようにになります。親が離婚しようとしているときに子どもは離婚手続においてどういう位置付けをもつのか、子どもがどちらの親と住みたいかという希望を提出させるべきなのかどうかは、英米圏では子どもの権利をめぐる一大争点を形成しています。権利利益説からは、子どもに

対して希望を言わせる余地を一切作ってはいけない、なぜならば、どちらの親と住みたいか、住みたくないか言わせればそれは親の権威に対する挑戦を許すことになる、からだという結論が出されることになります。権利利益説的な考え方、学校における校則の問題においてもかつては有力でした。権威的な大人への服従が発達にとって最も大切なば、校則に対して子どもに意見を言わせる余地はまったくなく、権威への挑戦を許さないことこそが子どもの利益、権利なのだとということになるわけです。

権利利益説に抵抗して出でてくるのが、「子どもの権利意思説」と私が言っているものです。子どもはある一定年齢になれば、大人と同じ合理的な判断能力を持つ、だから大人と同じくらいに合理的な判断力をもつ年齢を確定して、それ以上の年齢の子どもには自己決定を認めるべきだという考え方です。

この説では家事審判手続きにおいて、子どもが十二歳以上であればどちらの親と住みたいかを法廷で言わせる、大人と同じくらい合理的な判断能力がある訳ですから弁護士からの反対尋問にもさらす。スウェーデンがそうで、どちらの親と住みたいかを子どもが最終

的で決定することになっています。

この権利意思説がどういう事実学に基づいているかといえば、子どもの判断能力に関する心理学、特に、初期のピアジェです。ピアジェに基づいて子どもは十二歳になれば大人と同じ判断能力を持つと、だから十二歳になった段階で子どもに自己決定をさせるべきであり、これが子どもの権利だということになります。以上が、この三〇年間の英米の論議です。服従かさもなくば一定年齢になれば自己決定を認めろという一極論が成立する訳です。

この二つの議論は両極端に見えますが、二つの議論がベースにしている発達に関する議論の基本的構造はほとんど同じです。権利益説がベースにしているフロイトと権利意思説がベースにしている初期ピアジェはまったく同じ発達観にたっている。ピアジェの初期の理論はフロイトの次のような発達観のうえに立ったものでした。子どもは快樂を追求するものとして生まれる、子どもには事実を認識する能力はまったくなくて、事実を判断できず、自分の快樂に沿って生きる動物なのだと、それを現実原理—理性的で現実を判断できる精神状態と置き換えなければならない、置き換え

るのに必要なのは大人の権威だ—これがフロイトの古典的な発達観です。一見するとピアジェはこれに反対している様に見えるんですけれども、フロイトが十八歳の段階で現実原理への置き換えが完了すると言つたのに対し、ピアジェは、この置き換えが十二歳の段階で終了するんだといつてある訳で、この二極論は同じ発達観に基づいて、どの年齢になれば子どもは大人と同じ合理的に物を考え得るのか、年齢の違いだけを議論している。後にピアジェはこの発達観を大幅に修正するんですが。

### 意見表明権と子どもの発達

では、意見表明権はこの二極論に対してもどう立場に立っているのでしょうか。意見表明権を規定した条約一二条は次のようなものです。「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事がらについて自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」。

これは子どもの権利益説ではない訳です。いかな

る年齢の子どもでも自由に意見を表明する自由を持つ訳ですから、権利利益説が権威に対する挑戦だと言つてまつたく退けている子どもの自由な意見表明を原則として認めている訳です。では、これは子どもの権利意思説なのでしょうか。一二条では子どもの表明した意見は「年齢と成熟に応じて相応に考慮される」と書いてあって、子どもの意見をそのまま実現しなければならないと書いてある訳ではないんです。したがって権利意思説でもない。

その上で一二条の起草過程を見てみると、この権利は基本的には親と子どもの間を流れているものとして考えられていた。ところが、子どもの権利委員会が一九九一年にこの意見表明権は一般原則一個々の具体的な権利の実現にあたって必ず実現されなければならない原則だと言っているんです。一般原則として位置づけたことの意味は大きく、親と子どもの間だけを流れていたはずの条約一二条が、教師と子どもの間、つまり直に子どもと接している大人と子どもの間のすべてを流れなければならないとされたわけです。

意見表明権は権利として流れている場所もその流れ方も実にユニークなものであると言えます。

意見表明権の心理的基礎づけを考えてみます。子どもは産まれた直後からその年齢なりに現実を認識できないのか、認識の仕方が次第に発達していくのではないか、と考えることはできないのか。この前提にたつたときに大人と子どもの関係はどういうものとして整理されるのか。ここで浮上してくるのがピゴッキーといふロシアの教育心理学者です。一八九九年に生まれて一九三九年に病死した方で、彼が心理学者として活躍したのは、一九一九年から一九三九年の一〇年間です。ロシア革命が生み出した天才のうちの一人といって良いと思います。ピゴッキー学説では子どもの発達がどう描かれるというと、子どもは最初から現実を認識することができる、そして、現実の認識のパターンがある認識Aと認識Bがあるときには両者を包含するような認識Cがその後に生まれてくる、そしてどんどん認識が体系的になる。彼に言わせると概念が豊かに広くなっていくことが発達なのだと、うんすけれども、すでにある子どもの概念一つに対して、大人がさらに大きな概念を重ねていく、そういうことによって子どもの認識が豊かになるのだという、こういう発達に関する見方を彼は提供したわけです。

子どもの発達は子どもが生まれつき持っている非合理的な思考を大人の権威によって放逐することではなく、大人が子どもの持っている現実の認識に対してもさらに新しい認識を付け加えていくものとして描かれてきます。

ピゴッキーは、子どもが現実に対応してリアクションを起こす、これに対しても大人が意味づけを与える、それを内面化することで子どもは発達していくことを人間の発達の基本的法則として定式化しました。例えば、一歳の子どもの前に届かないものがある、あれが欲しい、手を伸ばすが届かない。それに対して大人がこれ欲しいんだねと言う。子どもが指をさす。大人に対して持つてこいという命令になる、これが子どもの発達だと。

さらに彼は、子どもが成長してある段階になると、子どもの精神のしくみが変わるんだと。その変わった段階で違った反応を大人から導き出すようになる。私たちが一歳の子どもに対してなす反応と私たちが七歳の子どもになす対応とはまったく違うんです。子どもが能力を発達させていく中で我々は子どもから違った反応を導き出されていくわけです。

子どもの発達のプロセスというのは、子どもが現実に対応する「こう」とから引き出される。ものが欲しいと手を伸ばす、ここから始まる。大人が応答する。しかもその応答は変化し、可変的である。子どもの発達は子ども自身が引き金を引く、大人が応答し、子どもがそれを内面化することによって発達する、かつ大人は子どもの発達と成熟によって応答の内容を変えていく。大人と子どもの織りなし (interlace) として子どもの発達を見ると「のがビゴッキー学説のもとも大きな特徴であると言えます。そして、ピゴッキーは、子どもをその発達のプロセスの参加者であり、子どもはそれ自身によって発達のための社会的環境を変えていくという発達のプロセスの主体として見なされているのです。

このことを踏まえて一二条を読み直すとどうなるのか。「その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」とあります。これは子どもが大人の70%くらい判断能力があるかどうか、ならそれくらい信じようということではなくて、子どもがその年齢なりに持っている事実に関する認識に接合するような形でちゃんと大人が対応しなければならないということを意

味することになります。

### 意見表明権の法的意味

以上のような意見表明権に関する理解に対して出てくる最初の疑問は、ある一定の質を持った関係が大人と子どもの間に展開するのはいいが、それを法律によって強制するのはおかしいのではないか、それは国家権力のより大きな介入を許してしまってはいけないか、家庭のプライバシーを侵害するのではないか、というものです。それに対しては、意見表明権が想定するような大人と子どもの関係を難しくしているのは国家によって定められた大人と子どもとの関係の質に関する法律または法的判断なのであり、意見表明権はそのような国家によるコントロールを問題視して、子どもと大人との関係を主体的な領域へと移し変えるのだと、反論することができます。

学校教育の領域では校則裁判というのが一九八〇年代後半にありました。裁判所は、学校は生徒の行動をコントロールする包括的な機能を有し、生徒はそれに服従する義務があると述べて、子どもの生活を仔細に規制する拘束を合法であると判断してきました。大人

の権威に対する子どもの服従という関係を裁判所がバックアップすることによって、意見表明権が予定するような人間関係が実現できなくなつた一つの例といえます。さらには、学校における教育課程を文部省が学習指導要領によって一から十まで決めていくために、子どもが示す要求に基づいて教師が教育を実行することが不能となつてゐるわけです。アメリカでは、家庭法領域では、大人に対する服従が必要だといって、子どもに意見表明することは一切許してこなかつた時代があつたわけです。子どもは子どもなりに離婚に対する認識があるわけで、許さないのは国家権力なわけです。虐待があつたときに親権を盾にとって虐待に国家が介入することを排除する、そこに秘められているメッセージというものは親権を有している親に服従するところが子どもの利益なんだということで、親の権威に対する異議申し立てを国家はバックアップせず、しないことによって親の権威を公的に承認しているわけです。

これに対して条約一二条は、大人と子どもの間の応答的な関係が自然に展開するようになくてはならないということを国家の義務として予定しているわけです。つまり、条約一二条の想定する関

係とは異なる質の関係を国家が強制したりパックアップしたりすることを条約一二条は禁止することになります。また、大人が子どもに示す反応に常に適切な応答をしうる条件というものがあるはずで、国はこのような条件を整えなければならない。一つのクラスに四〇人の子ども、その子ども一人ひとりの反応に教師が対応できない。四〇入学級というのは意見表明権が想定しているような関係が実現しないということです。さらに、自分の事実に対する認識を受け止め、適切な応答をしてくれるような関係を持たない子どもが世の中には存在します。特に子どもが直面している問題が大きければ大きいほど、子どものすぐ側においてその子の認識を認めて、手助けをする大人が必要になるんです。非行であったり、学校における懲戒処分であったり、墮胎であったり、親の離婚であったり、里親であったり困難に直面した子どもこそが優れた助言者(mentor)を持つ権利があるんだということが一二条二項「児童は、特に、自己」に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人もしくは適切な団体を通じて聴取される機会を与える」とあります。

## 日本における議論をふりかえる

権利意思説と権利利益説は同じメダルの表と裏のようなもので、両者が同時期に出てくるのは論理的には必然であると言えます。日本においては、ちょうど二〇〇〇年に、教育改革国民会議と川崎市の条例二つが浮上しました。教育改革国民会議は子どもは大人の権威に服従するというし、川崎市の条例は子どもをそれから解放しろと言つていて、七〇年代におけるアメリカの議論を再現しているわけです。教育改革国民会議は関係を視野に入れていたが、その質の抑え方を間違つています。川崎は、質を批判するのではなくて、大人と子どもとの関係をまったく無視してしまっている。

川崎には子どもの発達に関する見識が不存在です。川崎市条例は、反あるいは非発達論に基づく子どもの権利を提唱したものというてよいと思います。

しかし、日本において、子どもと大人の関係の質に即して子どもの権利を議論するというのは一九六〇年代からある議論です。それをはじまり示したのが、一九七六年に示された最高裁判所判決の、「教育は教師と子どもの直接の人格的接触を通じ、その個性に応じ

て行わなければならぬという本質的要請」に照らして教師に教育の自由が認められなければならないといふ判断です。これは子どもと大人の間において展開すべき質に着目して自由を論じた、世界的にも優れた判断だと思います。

我々がしなければならないのは教育の本質的要請といふものを、意見表明権を加えて、ここで言う人格の直接的接触というのは何かもつとはつきりさせていくことです。子どもの発達の自然な姿を見せていく一条が子どもの権利の本質を示しており、一二条が想定している人間関係を実現するためにこそ国家が行つてゐる政策、施策を批判するということが重要になつてくるわけです。

たとえば、児童虐待防止法。虐待される子どもがいれば虐待している親から子どもを引き離された後、子どもがどういう大人とどういう人間関係を持つのか、持つべきなのかについては、何も書かれていません。あの法律では、子どもは引き離された段階から警察での取り調べから、施設に入った後から全部一人でいるわけですね。親によって虐待されたという経験を持つ子どもがたった一人で自分が直面した事態を理解でき

るのでしょうか。児童売春防止法でも、被害者である子どもは取り調べの過程から立ち直りのプロセスにおいてどういう大人とどういう関係を持つのか、あの法律にはなにもない。しかし、意見表明権は一般原則ですから、必ず意見表明権が想定する大人と子どもの関係が実現されなければならない。子どもの取扱のあらゆる段階でそういう関係を持たなければいけないのにこの二つの法律はそれが未解決なんです。

### おわりに

子どもの権利を論じることは子どもの発達を論じることです。法律学でさえ子どもの発達に関する事実学と深く関わらざら議論を開いてきたわけで、ましてや、子どもに関する政策を議論する場合には、子どもの発達をどう考えているのかが問われることになります。子どもの発達を抜きにして議論しても意味はない。そういう覚悟を持つて、子どもの権利条約や一二条を受け止めなければならないと思ひます。今日はそういうメッセージが皆さんに伝わっていれば幸いです。(よどりやま ようすけ・新潟大学人間教育科学部助教授)(子どもの権利条約市民NGO報告書をつくる会事務局長)